

業者各位

## 技術者配置等に関する取扱いの変更について（お知らせ）

建設業法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第353号）により、監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金額並びに主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる請負代金の下限額等が令和5年1月1日より引き上げられます。

このことに伴い、本市が発注する建設工事について、下記のとおり取扱いを変更しますのでお知らせします。

記

### 1. 改正の概要

以下のとおり金額要件の見直しを行います。

項目	現行	改正後
特定建設業の許可及び監理技術者の配置を要する下請金額の合計の下限額(※)	<u>4,000万円</u> (建築一式工事の場合 <u>6,000万円</u> )	<u>4,500万円</u> (建築一式工事の場合 <u>7,000万円</u> )
主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額の下限額	<u>3,500万円</u> (建築一式工事の場合 <u>7,000万円</u> )	<u>4,000万円</u> (建築一式工事の場合 <u>8,000万円</u> )

※民間工事において、施工体制台帳の作成が必要となる下請契約の請負代金額の下限額についても同様の取扱いとします。

### 2. 適用日

令和5年1月1日以降に入札公告及び指名通知を行う工事から適用します。

なお、現在施工中の工事についても、改正後の基準を適用するものとします。

問合せ先  
大牟田市企画総務部契約検査室  
契約（工事）担当（0944-41-2590）